

人間讃歌の健康教育をめざして（第 7 報）

—「労働といのち」をめぐる教育実践の個人史的足跡—

Quest for Humanity-Based Health Education (VII)

— The Personal Historical Footprint of Pedagogical Practice about Decent Work —

山 本 万喜雄

キーワード：ディーセント・ワーク、労働安全、労働権、文化権、教育実践の個人史

はじめに

憲法・教育基本法（1947）とともに 76 年。この 54 年間、都立高校（定時制）、愛媛大学教育学部、同附属養護学校（併任）、聖カタリナ大学で働いてきた。退職後、同大学と愛媛大学医学部看護学科で非常勤講師を務めており、地域に根ざした健康教育の実践研究を重ねている。時代と格闘しつつ構築してきた実践の個人史的足跡は、「人間讃歌の健康教育をめざして」というタイトルで、本学の研究紀要に 6 報にわたって報告してきた。

ところで 2022 年は、1922 年 5 月 1 日、四国初のメーデーが武左衛門一揆の伝統を受け継ぐ愛媛県北宇和郡日吉村（現・鬼北町）で開かれて 100 年目にあたる。女性史サークルの『愛媛の女性史—近・現代 第一集』によれば、工場法の改正（1926）によって 4 年後に女子の深夜業が廃止されることになったが、翌 1927 年倉敷紡績松山工場の女工の大争議が起きており、一方、東予では別子銅山労働者大争議と農民の四阪島煙害闘争（1908）が起これり、近年新居浜で勝利した振動病闘争があり、現在トンネルじん肺訴訟は愛媛でも係争中で、企業責任が争われている。また「社会正義なくして世界平和なし」を基本精神とする ILO（国際労働機関）は、1999 年、21 世紀の目標を Decent work for all（すべての人に人間らしい労働を）と定めた。「人間としての尊厳、自由、均等、安全の条件で、男女が生産的な好ましい仕事を得る機会を推進すること」としている。

本報では、地域に根ざすディーセント・ワークをめぐる「労働といのち」、とりわけ労働と健康・安全に焦点を絞って論述する。以下、第1章「労働といのち」に関する授業づくり、第2章 地域に根ざしたディーセント・ワーク（人間らしい労働）の事例、第3章 保健室実践の創造と「健康で文化的な生活」の享受という構成で、「労働といのち」をめぐる教育実践の個人史的足跡を記し、自己形成史の一端を明らかにしたい。

第1章 「労働といのち」に関する授業づくり

第一節 働く青年たちの労働安全観——労災・職業病・公害 現実からの出発

1970年、光化学スモッグが杉並区的女子高校生40数人を襲い、11月には、公害関係14法案が成立し「公害国会」といわれた。1969年4月私は、東京都立北豊島工業高校（定時制）の教師として働くことになった。本校は板橋区にあり、通学する生徒の多くは製造業に従事しており、低賃金、危険な労働環境の下で、労働災害・職業病の危険に曝露される者も少なくなかった。以下4編のレポートが例証するように、指の損傷で言えば、1972年機械科4年の26名のうち、5名がプレスで指をつぶし、1名はフライス盤で手の腱を切断していた。しかもけがの原因を個人の不注意ととらえるものが多かった。労働災害で指を負傷した生徒の「転機」と題するレポートの一部を引用する。

(1)「入学した当時、機械科に入ったのだから機械工にでもなって、思う存分機械をいじって稼ごうと考えた。機械の怖さなどその時は考えてもみななかった。昼間はやはりそのつもりで機械関係の職についていた。ちょうどあれは、1年の1学期も終わろうとする暑い盛りだった。と、突然自分の左手が何かにひっぱられる感じがした。その時はすでに機械のロールに巻き込まれていた。おれの手がはさまれたのだ。痛さは感じない。気が遠くなっていった。我に返ると、そこにはぐるぐると大きなほうたいが巻いてあった。それから約半年学校には夏休みを入れて3か月間くらい、思ってもみなかった休暇が続いた。

少したつと手の具合もいくらかよくなった。すぐに暇をもてあまし、あちこちと遊びまわった。会社へ出始めたころ、僕の考えは変わっていった。いままで安全である、便利であると思っていた機械のその裏に、危険と不便があると証明された。その特殊なばけ物は、俺を最初で最後の犠牲とし、錆の上に錆をつけ、ほこりをはたくどころか、すみの方にかけていた。それ以来、いままでの機械工になろうという卒業目標をなくした。俺は何もやる気がなくなった。(後略)」

このように業務に起因する負傷であっても、その原因を労働環境や労働条件を考慮することなく、労働者個人の責任ととらえる傾向があった。資本主義社会の苛酷な現実を前にして、新米教師は無力感に苛まれた。しかし同時に、労働組合の闘いの中で鍛えられた青年労働者の労働安全観には驚かされた。労災の不注意説の克服をめざした保健の授業で、次のようなレポートを書いた働く青年がいた。

(2)「俺たちは知っている。俺たちを含めてこの国の一番下で生活している人たちのことを。プレス工場の半数以上の方が指をなくしていることを。鋳物工場で働く人は胸に砂がたまってしまうことも。そしてもっと小さな災害、切り傷、打ち身、それに仕事で目を悪くする人も。でもそのすべてが個人の不注意になってしまう。このすばらしい？ 発達の裏にある工場の実態である。

でも、俺たちはそのまま黙っていなかったことに誇りを持ち、そして、いろんな中で少しずつ生活を守ることと健康を守ることとのつながりを知り、そして、少しずついろんな問題の解決を勝ち取ってきたことに自信を持ってきた。

応急処置を学ぶ中で、まずはじめの応急処置はその災害を起こさないことを知り、危険なところを直すように要求してきた。そして、女性は生理休暇とか産前産後の休日の延長を勝ちとった。生活を守ることと健康を守るとは同じくつながることを知った時、俺たちには、新しい要求が生まれてきた。」

こうした働く青年たちに触発されながら職場のベテラン教師（機械科）からは溶接の仕方を体験させてもらい、また若い教師仲間4人（社会科、電気科、保健体育科）は、労災の個人不注意説をめぐってその背後にある合理化問題をクローズアップさせ、それに伴う慢性疲労について語りあった。そこではF.エンゲルスの『イギリスにおける労働者階級の状態』（1845）ヤルソーの『エミール』（1762）などの古典もともに学んだ。その当時、毎時間大きなテープレコーダーを教室に持ち込み、自主編成の授業を記録して省察を繰り返した。その典型事例が電気科4年の授業記録「労働災害について」（1972.9.21）である。生徒同士の対話が活発に行われたこの授業記録は、健康教育若手研究会の機関誌『わかつて』に掲載し、後年、愛媛大学教育学部と聖カタリナ大学で教科教育・学校保健の模擬授業として、「労働といのち」について学び合うユニークな教材として生かした。

学校で「労働者が人たるに値する生活を営む」ための最低基準であることを定めた労働基準法（1947）や労働安全衛生法（1972）を教えられることなく、厳しい労働現場で働いていた多くの青年たち。その上、公害について疾病の自己責任論があたりまえのように受け入れられており、次のようなレポートになる。ここには、個人の体力づくりという環境適応の発想はあっても、環境変革の論理は見られない。

(3)「大気汚染、騒音、排気ガス等各種の公害があるが、それに耐えるからだを作るのも公害から自分の身を守る手段だと思う。運動、日光浴等いろいろあり、現在の工業地帯などでは亜硫酸ガスなどで紫外線も弱く休みの時はハイキング、サイクリングを楽しみ体力を作ると同時に、都会では味わうことのできない強い紫外線やよい空気を味わうのも良いことだと思う。そうすることにより気管支炎等の予防にもなるだろう。公害などは取り除ければよいが、手をほどこすにも直ぐという訳にはいかない。何ととっても我が身を守るのは自分自身でやるのが先決問題のようです。」

にもかかわらず、彼らの現実を抜きにして定時制高校での健康教育は成立しない。授業では信頼関係を築きながら職場の様子を報告してもらった。町工場で働く生徒の一人が「公害と労働災害・職業病との関連について」というレポートを書いて卒業していった。その一部を引用する。(原文ママ)

(4)「僕の会社はアルミニウムと鉛を混ぜた合金で品物をつくっている。これをとく時、ガスと多量の煙がでる。僕もやった事はあるが、とても気分がわるくてずっといるとはきけをもよおす。これをやる時はマスクをかけるがこれでもくさい。こんな有害なガスや煙を外に一日8時間くらいながしている。これじゃ空気がよごれるのはどうなんだ。でも近所からは何も、くじょうもこないし、それに僕の会社とおなじ事をやっているところがこのへんじゃたくさんある。まさに煙の公害だ。

職業病は別にないみたいだ。でもちょっと合金をとくだけで多量の煙やガスをすう事になる。その時目のいたみを感じるし、長くいると気分が悪くなる。これをずっとやると、きっと病気になるだろう。そういえばこの仕事を10年やっている人がいつかこういった事がある。“カゼでもないのに頭がいたいし、すごく気分が悪い。それで病院えいったけど別にいじょうはみとめられなかった”といったのをおぼえている。長くやると、きっと肺をやられると思う。有毒ガスや煙をまいにちすすっているんだから、肺ガンのようにておくれだと思う。このような仕事はながくつづけるものではないとつくづく思う。

労働災害とゆうのはいつも僕たちの仕事につきまとう。まずはじめに、合金をとくときあまり品物の温度がひくいと、とけた合金がとびはねる。小さいやつだとたいしたことはないが、大きいやつだとたいへんなやけどをする。あと機械で品物をつくる時、品物がかたまりきらないうちに型をひらくと、これまたふきだす。これで僕はなんどもやけどをした。といっても小さなやけどばかりだけど、でも目に入ったりしたら、まずしつめいすることが多い。

それから、プレスをやるものは品物のながれが早いと、よくみないで品物をのせると、スタートのスイッチをいれてからきがつき、あわてて品物をとろうと手をいれると、へたにゆくと手をおとす場合が多い。

こうちょっとふれてみただけで、公害や職業病や労働災害がいつも僕たちのまわりにいると思うとゾクツとする。どれをとってもみじかな問題だ。が、特に職業病とはいえないが、いつかかるともしれないこんなところにいたくない。又、こんな空気のきたない東京にも、いや、いなかもいずれはこうなるだろう。そうなったら世の中はおしまいだろう。

もともと科学というのは、生活をよりよくするもののためだったと思う。それが今では僕たちを苦しめる。いったいこうしたのはだれだ。それは人間。人間のなかにあるきたない欲望だ。」

この指摘にあるように住民が公害として声を上げる前に、そこで働く人たちがからだを冒されていた。こうした授業体験を通して言えることは、労働と生活を結びつけて労働災害を伝えると、生徒の

公害を見る目も育つことだ。それにしても自らの労働現場で真摯に向き合い、下請け零細企業の抱える矛盾を綴ってくれたレポートには学ばされた。

以上、働く青年の労働安全観が読み取れるレポートの中から4編だけ、しかも紙幅の関係で部分的に引用した。働く青年たちから学んだことは次の三点である。

第一は、労働災害の個人不注意説である。「まず確認“なれ”と“うっかり”事故のもと」といわれたら多くは、それが当然という反応が返ってくる。しかし中には少数ながら、「労働災害は本人の不注意からおこるのだと暗示しているように感じる。企業側の戒めが入っていない」と疑問視する者もいた。健康・安全は主体と環境の相互作用の過程で成り立つこと、さらにその相互作用の過程が社会的諸条件に規定されている。

第二は、自己責任と適応の論理である。その当時の高校保健体育教科書の中には、「大気汚染の激しい地域に住民が住まないようにすべきである」（講談社）とか、「都市の住民は、このような環境に適応させていくようにすることも必要である」（教育図書）という記述があった。公害地区から「逃避」せよ、あるいは環境の悪条件に「適応」せよとは、時代的制約があったにせよ認められるものではない。労働災害・職業病・公害がどうつながっているか。水俣病やPCB被害など、「労働といのち」について伝えていった。労働者と地域住民のいのちに突き刺さるアスベスト被害の事例をとっても、健康の権利といのちの守りあい、つまり連帯と変革の論理こそ、いま学校教育に求められることがらである。

第三は、現実に立ち向かう労働者の成長である。保健体育教科書には変革の運動論が全く欠如している。にもかかわらず「社会」という大きな教科書で、例えば労働組合運動の中で学習し、たたかう労働者として成長してきた若者がいた。自らを省みるとき労働基本権を学び教育研究集会に参加し、共働きしつつパートナーが労働基準法を上回る産前産後各8週間の休暇（都高教）という獲得した権利を行使する中で、健康で安全に働くためのたたかひの歴史を学び、教育労働者としての自覚を深めていった。憲法25条（生存権）、26条（教育への権利）、27条（勤労権）、28条（勤労者の団結権）をつなぐ発想は、東京労働基準局監督官を経て東京学芸大学教授になった野尻與市の遺著、『健康教育概論—生きる権利の認識』（1974）に触発され、導かれた。

こうしたことが契機となって、労働を見つめるフリーのルポライター鎌田慧の『ぼくが世の中に学んだこと』や、旋盤工で作家の小関智弘の町工場ルポルタージュ『春は鉄までが匂った』を読み、ジャーナリスト・斎藤茂男のルポルタージュ『わが亡きあとに洪水はきたれ!』（1974）の巨大企業の労働現場と労働者の叙述に心動かされ、チャップリンの映画「モダン・タイムス」（1936）を観て、さらに細川汀の『改訂・職業病と労働災害』（1971）などを精読して学んだ。こうした巡り合いは、私のもう一つの大学院であり、社会から学んだ生きた学問研究につながったといえよう。

第二節 労働災害の授業で「不注意論」の克服をめざして

私にとって「労働といのち」の授業実践の原点は、現代社会で働く青年たちとの格闘にあった。労働災害は労働者個人の不注意で起こるのか。原因論の模索の中で出会ったのが、狩野広之著『不注意物語—労働災害の事例研究集』（1970）である。狩野は「災害防止を『本人の注意力』にもとめたりすることには根本的に疑問がある」とする。氏によると、「多くの場合、不注意は、人間が故意に不注意になるのではなくて自然法則的に不注意という現象がおこると考えるべきである。何人も、故意に怪我をするものはないだろう。人間が意識して不注意になるということは、原理的にできないことである。したがって不注意は原因ではなくて、むしろ結果であり、そういう不注意の発生する条件の方の研究や排除ということを考えないで『注意によって災害を防止する』という考え方は、いかにも非科学的な精神主義的な安全管理だといわざるを得ない」（p 29）と述べる。藤本武は『現代の労働問題』（1971）で、労働災害の3つの誤った考え——技術主義、精神主義、偶然主義——を鋭く批判する。第一の「技術主義」とは、労働災害は機械的生産にとって不可避なものだという考え方である。これだと悪いのは機械による生産ということになり、しかたがないという結論になる。ここには、「機械そのものと、機械の資本主義的充用」（マルクス）との区別がつけられていない。第二の「精神主義」とは、労働災害はもっぱら労働者の不注意・ミスによって発生するもので、労働者が不断に注意すれば労働災害は防止できる、という考え方である。現実には一見本人の不注意に見えても、例えば、親企業からの無理な注文のために長時間作業をする中で、プレスで指を切断した生徒がいた。このケースも労働者個人の不注意とされたが、労働条件・労働環境・生活条件を問題にされることがなかった。第三の「偶然主義」とは、災害発生法の法則性を否定もしくは放棄する考え方である。この考えでは、運が悪かったと片付けられやすい。この考えからは、安全意識の高揚と神だのみが登場する。こうした考え方を紹介しながら、授業では、先述した定時制高校の電気科4年の「労働災害について」配役を決め模擬授業を行った。次に、そこから学んだ学生たちの感想を4編例示したい。

- (1) 「労働災害。学生の私たちにはあまり聞きなれない言葉です。よく話題になってきた“過労死”というのもそれに入るのでしょうか。アルバイトをしていた時に、朝6時30分から17時くらいまで休憩をはさみつつ15秒に1回くらい持ちあげるようなことをやっていました。とっても肩がこるので座ってするのはとんでもなくしんどいのです。立っていると、あまり手を上下する必要がなく、腕・肩の疲れは少ないのですが、今度は足。私が経験したことは、本当にちょっとしたことだから問題にもならないと思います。しかし世の中には、もっと危険な仕事もあります。」

私の授業を受講したアルバイト学生たちの多くは、労働基準法や労働者災害補償保険法の学習など健康に働くためのワークルールを学ばず、仕事中にケガをする者もいた。しかもアルバイトで働く学生は、業務上災害の補償について全く知らなかった。だが正社員でもアルバイトでも、仕事が原因で身体を損傷しあるいは病気になった場合、会社または国から補償を受ける権利がある。川人博弁護士

『過労死しない働き方』によると、「労働者の不注意が存在することはありますが、だからと言って、労災補償が否定されることはありません」(p 152)と指摘されている。

(2)「両親のことをずっと考えていた。私の父は建設会社の土木工事（現場監督）を毎日している。それが当たり前のように思っていたが、すごく恐ろしいことだと思った。大型の機械に毎日乗り、騒音や環境の悪さとたたかいながら働いている。指や体に傷をつくったり、赤くはれた手で帰ってきたりしていることもしょっちゅうあった。家族は心配である。以前、父と同じ職場で働く年配の方が、大型機械を操縦していて大きな事故を起こした。入院もしていたが、その会社からは補償をしてくれたらしいが、家族にとってみたら、そんなお金ではかえられないくらい、重大なことだと思う。」

愛媛大学に赴任した直後、県内のI造船で働いていた父親が労働災害で事故死した学生がいた。その学生の自宅に行って、家族とともに事故当時の状況を職場の同僚の方から聞き取りをした。会社の言い分を鵜呑みにせず、事故の状況を伝え会社と交渉したら、100万円単位で補償金が動いた事実を知り驚いたことがあった。

(3)「今日のスライドはショッキングでした。私の祖母も、材木を切断する機械で指を落としていたので、オーバーラップでした。日本人だからなのか、日本の社会がそうなのか、何か事故があると『不注意による』というとらえ方が多いと思う。精神主義的な安全管理なんて、全くバカげた話だ。真実は、なぜ不注意が発生したのかを考え、排除することだと思う。労災にはあてはまらないかもしれないが、重油事故にも疑問を感じている。神戸の大震災の時も思ったけど、日本って先進国なんて言うけど、うそっばちだと思った。もっと現実は厳しく、悲しい。」

このように「労働といのち」について学習すると、自分のこと、家族のこと、日本の政治のことまで関心を広げつつ、主体の責任だけでなく健康の権利と連帯性の観点に接近する若者たち。主権者教育がいかに大切か、ということを確認する。

ところで、学生たちはわかりやすさ、おもしろくてためになるもの、参加しているという実感がもてるもの、自分と社会そして未来が見えてくるもの、人間としてともに生きることの喜び、知っていたことが生きたものとして蘇ることなどを授業に求めてくる。そこで概念と体験の結びつきを深め、同時代を生きる一人として人生体験を伝えるように心がけてきた。しかし中には、醒めた目で批判的に教授法を考察する学生もいた。

(4)「あまりに知らなすぎるから、矛盾すら感じなかったことを知ることができた。怒りをまじえて。他から与えられ、自分も感じとった怒りなのに、すぐさめてしまう。“自分さえよければ精神”が全面にただよっている私。冷静な目で、態度で、この授業が受けられていたら、もっとあの感動と怒りは継続するはずだったのに。私の生活の中には浸透してこなかった。」

批判なくして進歩はない。批判的な聴き手の存在は大事である。この後意識して、健康と文化をつ

ないだ人間讃歌の健康教育、とりわけ山田洋次の『映画をつくる』（1978）に触発され、「喜怒哀楽の教授法」の実践的創造を模索し、その成果は研究紀要（1990）に執筆した。教師自身、日常的に読書・映画・演劇・美術・音楽など良質の文化を食べ、仲間との対話を繰り返し、人間観を鍛えるならば、学生たちは誠実に応えてくれる。学ぶとは、新しい世界を知り、仲間とつながり、新しい自分を見つけることだ。こうした対話のある学びを通して、若者たちは自分の人生を肯定していくのである。

第三節 高校生・若者たちと考える過労死・過労自殺

最新（2022）の教科書『現代高等保健体育』（大修館書店）には、「働くことと健康」の項のコラムに、2015年12月25日、過労を苦しんで自殺した高橋まつり（当時24歳）の事例が写真とともに母親の手記が掲載されている。そこには、「会社への申告では月の残業時間が70時間未満でしたが、入退館記録によると10月は130時間、11月は99時間で、休日や深夜にも勤務していたことがわかりました」と記述されている。熊沢誠によれば、「強制された自発性」で追い詰められ過労死・過労自殺に至る若者がなんと多いことか。

裁判では、月100時間を超える時間外労働を強いられ、上司からは「君の残業時間は会社にとって無駄」といった暴言まで浴びせられていたことがわかり、過労自殺として労災認定された。また川人博の『過労死しない働き方』（岩波ジュニア新書）には、電通の社員手帳（2015年版）に印刷されていた社長の遺訓「鬼十則」として、「5 取り組んだら『放すな』、殺されても放すな、目的完遂までは…」（p108）と書かれていたことが載っている。人間の尊厳を踏みにじる社会を変えようと石井拓児（名古屋大学）は、愛知・同朋高校の80人の生徒たちに過労死・過労自殺について講演した。それを聞いた高校生たちは他人事ではないと考え、さらに放送部員たちは過労自殺の被害者の遺族と裁判を担当した岡村晴美弁護士を招聘し、話を聞いた。そういう流れの中、学習会の後、「過労自殺」の映像ドキュメンタリー作品（15分版）を制作した。この作品は検索すると、You Tubeで観ることができる。そして高校生たち、高校教師、教育学研究者、父母、そして過労自殺被害者の家族と裁判を担当した弁護士、過労自殺とは何かを伝えた地元医師らの取り組みの記録が『高校生・若者たちと考える過労死・過労自殺』（2021）という本になった。従来働く若者たちには、細川汀編著の『健康で安全に働く』（1994）や『健康で安全に働くための基礎—ディーセント・ワークの実現のために』（2010）などの書籍があり、ここから多くを学ぶことができた。が、それにしてもこの愛知の高校生たちのような多様な生き方を認める社会づくりを旨とする活動は、ユニークで貴重であるといえる。

次に、ディーセント・ワークの実現のために貢献した愛媛の事例を報告したい。これらは、大学における私の教育実践にも影響を与えた事例である。

第2章 地域に根ざしたディーセント・ワーク（人間らしい労働）の事例

第一節 愛媛における職業病認定をたたかう金融労働者の先駆的事例

まず、愛媛ではじめての「頸肩腕障害」の職業病認定闘争の経緯を叙述する。

1966年4月、I銀行に入行した野中紀子は、金融機関のオンライン合理化が進む中で、和文タイプ、電話交換、集金業務、計算業務など手指を頻繁に使う仕事に従事し、1971年1月に発病し、国立松山病院で「頸肩腕症候群」と診断された。このため氏は、1974年4月「職業病である」と松山労働基準監督署に業務上認定を申請したが、「業務外」と決定された。そこで野中は、1975年10月、愛媛労働者災害補償保険審査官に審査を請求したが、「棄却」の決定。ところが、労働者保護行政に任じなければならない労働基準監督署と保険審査官は、津村弁護士が指摘したように「極めて杜撰な事実調査や証拠に対する独断的な評価に基づき本件を業務外」とした。これに対し氏は、1976年5月、労働保険審査会（東京）に再審査請求をした。しかし、4年後の1980年6月、審査請求を再び「棄却」する裁決が行われた。その裁決書では、富田医師による「客観的データもなく『先天的』であるとするのも誤りである」という指摘を考慮することなく、「病気の原因は本人の『特異体質』ならびに二児出産後の哺育のために腕・肩等を相当に使用していたものと思われる」と述べている。頸肩腕障害に見識の深い医師によって導かれ体力が回復し、職場復帰しているというのに、当事者が主張するように「特異体質」「主婦病」であるというこの裁決理由は納得できない。しかし、裁判闘争は長期化すること、支援体制、本人がほぼ健康を取り戻していることなど諸事情を斟酌し、行政訴訟は断念された。

この間1976年6月には松山で、多くの労働者仲間、金融労働者や弁護士などによって「野中紀子さんを励ます会」（来島頼子事務局長）が結成され、再審査請求に向けて病気の原因の掘り起こしをし、かつ全国労災職業病対策実行委員会と連絡を取りつつ、訴えと支援を全国に呼びかけた。1979年6月には励ます会のパンフレット「怒りをたたかいて一子どもをたかく抱きあげてやりたい」を、また1981年1月にはパンフレット「怒りをたたかいてⅡ一審査会闘争を終えて」を発刊した。労働者のいのちや健康を守る責任ある行政機関は、職業病の研究者である細川汀や梅田玄勝医師らが「本件疾病は業務に起因するものとは考えられない」と明確に指摘した職業性頸肩腕障害を、十分な調査をせず体質論にすり替える考えは許されない。この小冊子Ⅱに、エッセイ「野中さんの闘いから学んだこと」を書いた。その要旨を①からだへの関心、②脳疲労予防法に絞って記す。

第一に、からだからの信号をキャッチすること。微症状の変化を発見するためには、いつもの様子、それも良好な状態をよく知っておくことが大切である。からだからの異常信号（SOS）が出ているにもかかわらず、休むのではなく周りの期待に応えて、若さや自分の体力を過信しアクセルを踏み続けると病気になる。関心をもつことは愛である。

第二に、中村美治医師によれば長期にわたって有効な脳疲労予防法の基本は、「①自分自身とまわりの人びとの能力をよく認識すること、②かなりの程度までくたびれても、気分とか活動の転換や十

分な休養によってそれをながつづきさせないこと、③知的な活動、気楽なたのしみ、筋肉運動的活動、休養、栄養のバランスがとれた働き方、暮らし方を日常的に行い、なんらかの活動能力の低下としてあらわれる、さして苦痛でない疲労症状にも、それが本格的に慢性化しないうちに早めに気づいて、しかるべく適切に働き方、暮らし方を変えること」であるといわれる。健康は原則的には自らの意思と努力でつくと同時に、いのちを守りあわなければならないものである。健康の権利と連帯性を欠いた「健康づくり論」は、個人の不注意論、体質論に結びつきやすい。

地域に根ざした健康教育創造の模索過程で、たまたま巡りあわせた職業病認定をたたかう人々と運動との出会い。職業病はどのようにして起きたのか。いのちの問いを重ねながら多声的な声のつながりを通して、自分の言葉で健康観を育む大事さについて伝えることができるようになった。それが、次の健康認識を育てる3原則である。

第一に、原則的には、からだ・健康は日々の生活の積み重ねという生活の実践で創りあげるものである。それ故、日常の生活がどういうものであるか、日頃の仕事の中で働き方や健康状態のおかしさを敏感に感知できるかどうかがキーポイントになる。微症状の変化の発見には、いつもの様子、それも良好な状態を知っておく「感性」が必要である。そのためには、自分自身や仲間の健康観察と働き方の変化を見出だそうとする観察と対話・学習という「理性」が大事になってくる。そしておかしいと感じたら、原因を見つけ出す健診や調査活動によって検証することになる。

第二に、いのちの守りあい。健康・安全は、主体要因と環境要因の相互作用で成り立っている。原発震災で明らかなように、人間のからだと健康は、生活環境や労働環境を抜きにして自らの努力だけで守り育てることはできない。また健康の権利といのちの連帯性の観点が欠如すれば、自己防衛の限界に気づくことなく、疾病の自己責任論に陥ってしまう。自己責任といえば、第166回芥川賞受賞の格差社会の底辺を生きる人間像を描いた砂川文次『ブラックボックス』（2022）には、非正規雇用の自転車のメッセンジャー（委託された個人事業主）のつぶやきが印象的だ。「身体に何かがあって補償も何もなく、基本的には自己責任で片付けられてしまう、という足かせだ。どころか、配送先のオーダーに添えなかった場合、天引きというペナルティすらあり得る」。しかも完全な成果主義がとられている。ここには、健康で安全に働く労働者の権利や達成感など労働のよろこびが奪われている。それだけに憲法が保障する労働権を、職場に、地域に組織的抵抗として確立することが求められる。「権利は闘う者の手にある」（朝日茂）の言葉を心に刻みたい。

第三に、保健というのは、人間の生き方・働き方の一環としてある。それ故、全肯定ではなく、何をどれだけ否定して生きるか・働くかという価値観が問われる。価値観が多様化する現代にあって、いのちの尊厳を守るということは普遍的な価値であり、ILOのディーセント・ワーク（人間らしい労働）、「人間としての尊厳、自由、均等、安全の条件で、男女が生産的な好ましい仕事を得る機会を推進すること」は国際的にも認められている。Life（生命・生活・人生）の語源が一つであることを考え

るとき、子どもや青年たちにいのちとくらしと生き方とをつなぎながら、科学的な健康認識を育みたい。

こうした健康認識を育てる授業実践に確かな手応えを感じていた頃、学内では定員外職員定員化の雇用問題が生じていた。教育学部教職員組合の役員をしていた私は、学部長や学長交渉を重ねた。憲法28条の団結権の行使である。また学外では、契約従業員制度撤廃に向けたN放送労働組合の支援活動があった。このような臨調・行革の嵐の中で学内の問題を解決するためには地域住民に訴える必要があり、「励ます会」の経験を生かしつつ地域の中へ出かけて行った。そこで遭遇したのが、公共交通を守ることに地域おこしを結びつけたイベント「第2回 いきいきふるさと四国まつり in 五十崎」(1988)であった。天皇の下血問題が連日報道される中、全国の祭りが中止に追い込まれていった。しかし実行委員会は議論を重ね、異業種交流で知恵と力を出し合い「文化」で人をつなぎながら、参加者が7000人という成功体験を味わった。一方、学校給食の自校方式から共同調理場への動き、換言すれば「構想と実行の分離」に反対する運動の中で、自治体問題にも接近することになる。子どもたちの健康を守ることと労働者の雇用をどう守るか。愛媛の労働運動の中で、健康で安心して働き続けられる労働条件、女性・雇用差別撤廃を要求し続けてきて、人間の尊厳を取り戻す大きな成果を勝ちとってきたのが松山市職員労働組合婦人部のたたかいである。次にその歴史的なたたかひの経緯を要約して記す。

第二節 松山市職労の女性・雇用差別撤廃をめざすたたかい

国民生活を犠牲にしながら、軍事大国への道をすすんできた臨調・行革路線。地域では住民に坪井宗康の詩「リンチョウ」を朗読し、“笑いを武器に”真実と現実を知る努力の大切さを語りかけた。

リンチョウ

坪井宗康

借金トリと 命トリを 人工交配して 財界で育雛した猛禽である

頭は小さく 目も薄いが 嘴が異常に長い 図体はずんぐり太鼓腹である

翼をひろげると大風呂敷のようである

空へは飛ばない もっぱら暮らしの地面を這い回り 税金・年金・掛金

医者代・電話代・たばこ代 手数料に使用料に授業料

かねめのものなら何でも口に入れる

国鉄のレールまではがして 呑み込もうとするので大騒ぎになっている

卵は 産むには産むが ミサイル型の鉄の卵で 煮ても焼いても食えない

オウムがえしに 「行革」「行革」と鳴く 朝晩耳にしていると
「軍拡」「軍拡」と聴えるようになるからふしぎだ

政府は保護鳥に指定するそうだが 図鑑には載っていない

(坪井宗康詩集『その時のために』所収)

臨調・行革路線の嵐に抗して、「せめて、年次有給休暇を、忌引き休暇を有給で、人並みにボーナスを、社会保険・労働保険を保障して！」などの要求から出発した松山市職労婦人部の三部会（道後温泉・学校給食・保育園給食調理員）が共同してたたかった自治体労働者たち。1989年10月、合同で臨時・パート職員集会を開催した。報告集『よろこびのカーネーション—女性・雇用差別撤廃をめざす闘い』によると、参加者は「それぞれの職場の実態と、自分の思いを生々しく語り合い、形態は違ってても人権が無視され、差別されていることに変わりはなく、人間らしい取り扱いをして欲しい」と切ないまでの要求を出し合った。それ以来1000日のたたかいで、泣いたり、笑ったり、早朝週1回のビラ配り。3年間で手書きの配布ビラは120種、総数は245000枚であったという。例えば、室温40度、湿度100%、やけども多い学校給食現場、あるいは同じ仕事をしているのになぜ差別が？など、職場の現実とそこで働く自治体労働者の生の声を伝えた。こうして30年以上にわたる先輩たちの人員増と身分保障のたたかいを継承しつつ、住民サービス向上と労働条件の改善を一つのものとしてたたかった。公務労働の学習・討論を重ね、自分たちで考え、「みんなの要求、みんなで行動、みんなで実現」という方向の組織強化が要求実現の力になり、労働組合の仲間も増えた。1992年6月、ついに学校給食70名、道後温泉29名、保育園給食29名（総数128名）の嘱託・臨時・パート職員を全員正規職員並びに同待遇職員にすることができ、職場の雇用差別をなくす大きな一歩前進となった。勝利報告の朝ビラが赤いカーネーションと一緒に全職員に配られたという。この闘いは人間の尊厳、労働者としての誇りを取り戻し、同時に憲法・女子差別撤廃条約・男女雇用機会均等法に反する現実とのたたかいでもあった。久保伸子らに支えられこの労働運動を牽引したのは、組織活動担当の山本翠（松山市職員労働組合婦人部副部長・当時）であった。先述した女性史サークル『愛媛の女性史—近・現代 第一集』には、氏への聞き書き「向日葵のように」が掲載されている。また氏は、愛媛の保育運動や母親運動、とりわけ学童保育運動を支えてきたパイオニアであり、退職した現在、AALA（アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会）愛媛の事務局長として平和運動にも深く関わっている人である。

第三節 看護労働と働きがいのある職場環境づくり——医療・福祉・教育の接点

新型コロナウイルスのパンデミックは、格差と分断にあえぐ世界の現実をあぶりだし、「エッセン

シャル・ワーカー」である看護師の苛酷な労働がよく知られるようになった。が、日本医労連などの調査や医療現実のレポートによれば、もともとコロナの流行以前から、看護師の10人に1人が辞めていく厳しい現実があった。近年の医療政策の下で経営優先と効率化の流れがある。そのような現実の中で、人が集まり辞めないという“マグネットホスピタル”を病院ぐるみでめざす今治市にある美須賀病院。地域の中核病院（99床）として苛酷な医療環境のもとで学習と実践のチャレンジによって、腰痛など医療現場の矛盾を軽減し、スタッフは働きがいと再認識。患者・家族には笑顔があふれるようになったという。この病院の学習とは、臨床で忘れがちな「手」から始まる看護技術を中心に展開している。川嶋みどりの『看護の力』では、「本来の看護の仕事は、人間誰もが持っている、自然に治る力を引き出すことにある」（p iv）と叙述している。自然治癒力を重視したこの対応は、知覚・感情・言語による包括的コミュニケーションにもとづいたケアの技法、「ユマニチュード」につながるように思われる。こうした美須賀病院の看護事例は、同看護部編による書籍3冊、①『めざせマグネットホスピタル』、②『「て・あて」に学ぶ』、③『実践！て・あて』という書名で出版されており、さらにその看護技術を映像化したDVD「て・あてと福祉用具を活用したある地方病院の取り組み」（全3巻）も発売されている。大学の授業でその作品を鑑賞してきた。美須賀病院総師長の重見美代子が川嶋らの主宰する「て・あて塾」で学び得た学習成果を院内でわかちあい、それを学んだ各ユニットのリーダーがスタッフに伝え、スタッフは「よいとわかったら直ぐ実践」に移した。わかることは、変わる・行動することにつながる。

ところで、野田正彰『生きがいシェアリング』（p 25）によれば、「生きがい」＝「他人から寄せられる関心」×「それに応えているという自負」となる。「チーム美須賀」の事例も学習・実践によって、患者・家族に生きるよろこびが生まれ、看護・リハビリの医療職には働きがいと創られたといえよう。そのプロセスから学び、「ともに学びあい、かかわり、変わる病院」というタイトルで、私は分担執筆した。このような取り組みによって、医療と福祉と教育の接点がさらによく見えるようになった。

第3章 保健室実践の創造と「健康で文化的な生活」の享受

第一節 学びあい・つながり・ともに創る養護教諭集団との協働

（1）学校看護婦の身分確立の職制運動

1909年専任学校看護婦に採用された岐阜の広瀬ます、東京の荒畑（森川）初枝、千葉千代世、千葉タツ、青森の葛西タカなど、かつて学校看護婦の諸先輩がそれぞれの人生をかけてたたかってきた「身分確立の職制運動」。芽の会の坂本玄子『養護教諭の歴史・断章Ⅳ』（1986）によると、「東京の学校看護婦は、一日三校をトラホーム洗眼でまわるということをまず解消しようと『一校への固定または一日一校勤務』という建白書を森川氏が草案をつくり、連署して昭和のはじめに区長へ提出した」（p 77）

という。近藤真庸の『養護教諭成立史の研究』によれば、学校看護婦の誕生は1929年の文部省訓令「学校看護婦ニ関スル件」といわれている。坂本によるとその誕生は「子どもの健康実態の必要そのものの中からであった」としているが、これは今日につながる大事な原則である。つまり、数見隆生が『教育保健学への構図』（1994）で指摘したように、「学校看護婦は国の必要にもとづく制度化が出発点ではなく、1924年には全国で316人の学校看護婦が実在していた。つまり、トラホームの空前の大流行という子どもの現実的要請から出発した職種であった」（p85）のだ。このことは、地域に根ざした仕事をめざす現代の養護教諭には銘記すべき学校看護婦の歴史である。

国家による生命と健康の管理が強められる政策の中、1937年保健所法ができ、1938年には厚生省が誕生し、1940年に国民優生法と国民体力法が成立している。時代はまさしく「健康報国」の時代となる。そして1941年、天皇のための国民の練成を謳った国民学校令が制定され、その第1条には、「皇国の道に則り、国民に必須なる普通教育を施し、皇国臣民たる基礎的錬成を成す」とある。この教育体制下で第15条に教育職員という身分になる「養護訓導」が位置づいた。ただ第17条には、「養護訓導は学校長の命を承け児童の養護を掌る」とあった。こうした国の政策と学校看護婦の身分確立の職制運動とがあつてついに教育職員となったけれども、専門性の確立には厳しい現実があつた。当時、従軍看護婦をしていて日赤救護班として3回応召し、病院船・陸軍病院等に勤務し、戦後養護教諭になってサークル・芽の会で活動した守屋ミサは、『従軍看護婦の見た病院船・ヒロシマ』（1998）で養護教諭の原体験を語っている。戦前文京区では、虚弱の子どもたちのために千葉県に健康学園を持っていた。学校看護婦をしていた知人は研究会で語った。「A君は健康学園に行って健康を回復し、その後兵隊として戦死し、行かなかったB君はずっと弱く、軍隊にも行けなくて、今も元気である」（p227）と。大谷尚子も『養護教諭のための養護学・序説』でこの話に言及している。私自身、愛媛県宇和島市の元学校看護婦で養護教諭の都築績から同じような話を聞いた。それは1991年12月、「養護教諭制度50周年記念宇和島管内 退職者と現職者の交流会」が開かれた時のことであつた。1937年愛媛では初めて宇和島にモデル保健所ができたが、宇和島集会で講演をした唐津秀雄は、1938年愛媛でただ1人の学校衛生技師として赴任した研究者である。戦前、校医主導の宇和島の明倫小と校長主導の生活綴方の和霊小、松山の宮前小の養護訓導に「教育としての学校衛生」を導き、それらの実践は学校衛生研究者の竹村一に評価された。1960年代から教育保健学の理論構築をめざした唐津に学びながら、学校看護婦自身による教育活動記録である専門雑誌の『養護』（1928～1937）を分析したのが、澤山信一編『学校保健の近代』である。この共同研究には私も加わつた。養護訓導たちが手塩にかけて育てた健康な子らの多くは徴兵制度のもとで、丈夫な身体を持つが故に戦場で生命を奪われた。この痛恨の歴史的教訓をしっかりと汲みとることこそ、現代の養護教諭に求められていることではないか。

（2）全国養護教諭サークル協議会とともに50年

戦後日本国憲法ができ、学校教育法（1947）により養護教諭は学校に置かれることが決められ、「養

護教論は児童・生徒の養護をつかさどる」と法律で謳われた。身分確立の職制運動の学習面を継承したのは、1971年に誕生した全国養護教諭サークル協議会（全養サ）ではないか、と考えている。坂元忠芳『教育実践記録論』（1980）によれば、もともと「教育実践」ということば自体、「戦前の天皇制教育体制に抵抗して、教師の労働者としての権利と、子どもの現実的で人間的な発達を実現しようとする教育運動のなかでふくらんできたものである」（p16）という。養護教諭サークルの源流は「60年安保」の嵐の中で、養護教諭の専門性と連帯をめざして全国で初めてのサークルが誕生した。それが東京の「芽を育てる会」（後の「芽の会」）である。発足と同時に、会報「ヨーチン」の発行を始めた。1960年1月のことであった。発足にもかかわった正木健雄によれば、「芽の会には、月例会の他に『現状分析班』（責任者：福島玲子）と『歴史班』（責任者：坂本玄子）がつくられ、それぞれ研究が進められた」という。また1964年にはサブ例会が始められた。このような実践と理論の作業を積み重ね、養護教諭の小林静江、坂本玄子、大友富美らの執筆によって、「公害国会」といわれた1970年に芽の会編『わたしたちの養護教諭論』が出版された。また1984年には80年版の『養護教諭論』を、さらに実践・組織とも全養サの活動をリードしてきたサークル・芽の会は、実践・理論の集大成である、『ひろがれ 保健室の仕事—21世紀 わたしたちの養護教諭論』（2006）を刊行した。都立高校（定時制）の教師になった私は、教育科学研究会・身体と教育部会や芽の会の例会に1969年から参加するようになり、大友富美から「大気汚染と子どもたち」（1970）を学ぶなど教育現場で鍛えられた。坂元忠芳が『教育実践記録論』で指摘したように、教育実践は、「子どものリアルな現実をふまえ、なによりも子どもの中に科学的な知性と、人間的な生き方の自覚を育てようとするリアリズムとヒューマニズムの実践として、自覚されてきたもの」（p17）である。つまり、子どもたちの現実から出発するとは、同時代の歴史そのものの出発でもあるのだ。私が全養サに参加したのは、第3回の京都集会（1973）からであるが、その時のテーマが「地域に根ざした健康教育の創造をめざして」であった。やがて1974年から愛媛大学で「未来の教師」を育てる仕事をするようになった。以後、教育としての学校保健（教育保健学）、養護教諭による教育実践（保健室実践）の理論化にあたって、これらの原石をどう磨くかが試された。

子どもたちの人間らしい成長・発達を願って、信頼関係の中で子どもたちに向き合い、苦悩と喜びを共有しながら、子どもの健康を守り育てる実践を重ね、保健室実践の理論を構築してきた養護教諭集団。動けば仲間に出会える。毎年手弁当で全養サなど、民間教育研究団体の夏季研究集会に通い自己研修を深めた。全養サの魅力は、第一に、全国の保健室実践との出会いとサークル仲間のつながりである。「実践に人あり 人に歴史あり」。サークルは何よりも仲間としての対等な人間関係をつくるなかで、自立的な個人を育み、養護教諭による教育実践とともに創っていった。例えば『俺だってまっとうに生きたい』（富山美美子著）などの保健室からの報告がシナリオ作家の目にとまり、ドラマ「金八先生」（小山内美江子脚本）で活躍した養護教諭像にもつながっていったといわれている。

第二は、機関誌『保健室』（全200号）の企画と編集である。途中から常任編集として関与したが、本誌の発行は主として現職の養護教諭とOGが発行の責任を担っている。隔月発行のこの雑誌には次のような特徴がある。①一貫してからだへのこだわり、とりわけデータをどう読むか、を問い続けている。教育保健の仕事は子どもの現実からの出発が大事で、実態をとらえながら働きかけることが不可欠だ。②地域号の企画は、全国の実践を掘り起こし執筆者を広げた。③特集テーマを並べるだけで、時代が見えてくる。例えば東日本大震災後、毎年震災の特集号を組み最新の情報を伝え、科学・平和・人権・共生の観点を軸に、時代の課題に立ち向かった。

この50年、北海道から鹿児島まで駆けめぐり、そこで価値ある教育実践と実践者仲間に出会ってきた。養護教諭の仕事は、「ひとりの仕事でありながら、ひとりの仕事でない仕事」（河井寛次郎）だ。次に、養護教諭集団による実践創造の成果について記す。

（3）保健室実践の創造

1988年、藤田和也・数見隆生・澤山信一・近藤真庸編『養護教諭実践の創造』（全3巻）が刊行された。子どもたちのからだと心の健康問題が深刻化する中、その危機に立ち向かう養護教諭と教育保健学の研究者による本シリーズは、養護教諭の実践的努力だけでなく、教職員集団とのつながりと共同を図る保健室実践の記録とその理論化は画期的であった。また数見隆生・松田信子による実践書『養護教諭の教育実践—教育者としての自立と成長を求めて』（1984）は、一人ひとりの苦悩に共感し、子どもたちの発達課題を明らかにし、質の高い働きかけで変えていく保健室実践の典型的な創造である。このように自覚的な養護教諭たちは、サークルや研究会で人間観を深め、それぞれ学び続ける。山本も保健室閉鎖という学校の「荒れ」に直面した養護教諭と共同研究した事例がある。その保健室実践を通して、生徒から養護教諭に求められる五つの力を教えられた。すなわち、第一は課題発見力。保健室から見た生徒の実態や子どもらの声を発達の視点からとらえ、学校の課題を見抜く力。第二は組織力。学校組織の中で、養護教諭がどのような役割を担い、どこへ働きかけていくことが最良の方法かを見抜く力。第三は洞察力。担任や学年部の願いを受け、養護教諭としてどうサポートできるかを共同作業の中から見抜く力。第四は人権センスと代弁力。生徒の健康や権利が脅かされるときには、毅然として教職員集団に訴えることができる力。第五は表現力。生徒も保護者も教師も本音で語り合える場と人間関係を求めている。養護教諭がそこにおいて、熱く語るすることができる力。これらの前提として、養護機能を支える健康保障と発達保障が必要なことは言うまでもない。

第二節 教育保健の学会活動と憲法9条・13条・25条・26条・27条・28条の探求

本研究紀要第33号（2021）で既に述べたように、私の学会への参加は、第16回日本学校保健学会（仙台、1969）からであった。そして1975年の第22回愛媛学会（唐津秀雄学会長）では事務局を担当した。憲法26条（学習権保障）を根拠に教育保健学の構築をめざす唐津が愛媛学会で聞いたかったのは、「教

育現場が本学会に何を期待しているか」「学会はそれに応えているか」あるいは「学校保健が科学として存在する理由は何か、自立性はどこにあるか」等であった。それを明らかにするためにシンポジウム「教育における学校保健の役割」を設定し、唐津が尊敬する小倉学（茨城大）にその座長を要請した。小倉は、著書『学校保健』（1983）の中で学校保健の教育における意義を言及し、生存権・健康権の法的根拠として憲法の第13条と第25条をあげ、「生命権と健康権は、成人であれ子どもであれ、また地域社会・学校・職場のどこであろうと保障されねばならない最も基本的な人権である。この観点からみれば、学校保健は学校という生活の場で、児童生徒の生存権・健康権を保障するために営まれる活動であるといつてよい」（p12）と書いた。また憲法26条1項には、国民の「教育を受ける権利」ないし「学習権」を明示していると述べている。さらにこの「教育を受ける権利」を保障することに関して、教育基本法は教育行政の責任を定めていると明記している。ただ、これらの問題提起を正面から受け止め深化させようとしたのは、日本学校保健学会ではなく、1993年に発足した日本教育保健研究会（森昭三会長）であり、その発展である日本教育保健学会であった。

こうした先達たちに導かれながら愛媛大学および聖カタリナ大学で、教育保健の研究・教育実践を続けてきた。2019年9月、日本教育保健学会のニューズレター第82号に巻頭言「平和なくして子どもの学習権保障なし」を書いた。その一部を再掲したい。

「教育保健学の源流の一つは、唐津秀雄先生（1908 - 2000）の論文集『教育保健学序説』（自主出版）ではないか。そう考えながらこの50年、教育研究を重ねてきた。この論文集が刊行された1990年、「学校保健の学問的自立のための著作集」という題で、図書紹介「いま この一冊」の連載で取り上げた。（中略）

それから28年後の2018年3月、本学会のプロジェクト共同研究は最終報告として『教育保健研究のこれまでとこれから』を刊行した。こうした学会の成果によって、どれほど励まされたことか、研究プロジェクトのメンバーに感謝したい。

ところで、教育保健学の理論的根拠である憲法が、自民党の「改憲草案」（2012）によると、国民民主権・平和主義・基本的人権の尊重の3原則が根本的に変えられようとしている。また、憲法26条（教育への権利）の3項に「教育環境の整備」が加えられているが、これは国のかたちを変えた憲法の精神に従う「教育環境整備」であることに警戒すべきであろう。堀尾輝久氏の『人権としての教育』（岩波現代文庫）が復刻された。教育の本質を学び直したいものである。実践書といえば最近、石田かづ子氏（元養護教諭）の『静かだったら、学校と同じじゃん』（新日本出版社）も出版された。これは学童保育の実践報告であるが、私たちの子ども把握、子ども理解を深める意味で教育保健の観点から読んでみたら如何か。すぐれた実践から学ぶのも本学会の魅力である」長年全養サに関わり、すぐれた保健室実践者である松田信子も石田かづ子も、現役時代には不当な人事異動の案件が生じ、そのことと闘った経験を持つ養護教諭である。しかし保健学会の場で私の知

る限り、教育労働運動の事例が話題にされることはなかった。教育保健学の構築のためにはその理論的根拠である憲法 25 条（生存権）・26 条（教育への権利）への関心だけでなく、養護教諭が安心して労働するためにも憲法 27 条（勤労の権利）・28 条（労働基本権）という一連の社会権の保障の中でとらえることが大事である。

第三節 「文化的に生きる権利」と『湧水』にみる愛媛退教協会員の生活・文化・健康

（1）中村美帆の文化政策研究からみた憲法第 25 条の探求

文化政策研究者の中村美帆（静岡文化芸術大学）は、その著書『文化的に生きる権利—文化政策研究からみた憲法第 25 条の可能性』（2021）の中で、国会の憲法制定過程で第 25 条の「文化的に生きる権利」の中身を提唱した、社会党の衆議院議員・森戸辰男および推進者の鈴木義男について、議事録の分析などを通して詳しく論述している。

「森戸は文化の前提として生活の安定・向上を重視しており、生存権による経済的保障の目的として『文化の生成と繁栄』も視野に含めていた可能性が指摘できる。鈴木は贅沢ではないが通常の文明の恩恵に浴し、芸術、社交、読書、修養といった人格価値を高められるような文化を享受できる生活の保障を念頭に『人格的生存権』を提唱し、最小限度の肉体の生存とは明確に区別する態度をとっていた。」（p 292）と。

憲法成立当時の「文化」概念の特徴として、平和、民主、人権と親和性の高い概念であることを明らかにした中村によれば、文化権とは、第二次世界大戦以降、国際社会で発展してきた新しい権利の 1 つであり、世界人権宣言（1948）の 27 条 1 項では「すべての人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する」と規定されることを示した。同時に、日本で文化権の思想にいち早く注目したのが教育法研究の兼子仁であったことも紹介している。『文化的に生きる権利』によれば、1963 年兼子は「文化の担い手としての国民の教育の自由」、「教育を受ける権利の文化的生存権性、学習権性」として、教育の自由あるいは教育を受ける権利を文化に関連づけて論じているという。一方、教育保健学の構築を目指した唐津秀雄は 1960 年代、憲法 26 条の学習権保障の具現化として「板書視力の研究」を行い、また憲法 25 条に関しては、経済的格差が子どもの手根骨形成にどう影響するか、などを研究した。

次に、「文化的に生きる権利」が、健康生活と人生を愉しむことの享有にどう生かされているか、身近な事例を検討したい。

（2）愛媛県退職教職員連絡協議会の機関誌『湧水』にみる会員の生活・文化・健康

1988 年 5 月 14 日に結成された愛媛県退職教職員連絡協議会（愛媛退教協）。2022 年 6 月には、第 36 回定期総会が開催された。「退教ニュース」や『湧水』（全 30 号）を精読すれば、退職後の会員の生活・文化・健康状態などが理解できる。例えば 1993 年に発行された機関誌の創刊号には、篠崎勝会長

(愛媛民主教育研究所所長・当時)が「学校種別の枠をこえて、すべての教職員が自由に、平等に交流することは、民主教育の歩みを促す大切な営みのひとつであり、(中略)これからはこどもの権利と高齢者の福祉を守る住民の運動を大切にしたい」と記している。最新(2022)の機関誌『湧水』(第30号)には、仲間とともに地域に生きる会員による「語り継ぐ戦争」(15篇)の小特集をはじめ、旅の記録などの「随想と文芸」(19篇)、「亡くなられた会員の方への追悼の言葉」(10篇)および35名の近況報告「会員からの便り」が書かれており、30年の節目にふさわしい内容になっている。が、追悼の言葉でわかるように、会員の中には思わしくない体調で苦労している人がいるのも事実だ。とはいうものの、書くことができるのは地域でしたたかに生きている証拠。通院や闘病記録、農作業をしている様子からも日常生活や健康状況が垣間見えてくる。機関誌(全30号)を通して読むと、退教協が願っているひとりぼっちをなくし、連帯の輪をひろげ、私たち自身の生活を守り、子どもと教育に気配りしながらともに生きていることがわかる。

(3)「文化的に生きる権利」の享有——自分史の中の「朗読の会」

憲法25条の人間らしく生きる権利を行使する際、私には「朗読の会」という文化活動がある。向井和美のエッセイ『読書会という幸福』(2022)に倣えば、朗読の会にはそれぞれの歴史があり、やり方がある。また本について語り合う会は、自分自身を語る機会でもある。

1) 文化を食べる「糸ぐるま」朗読の会

1981年に始まったこの会は、毎月第二金曜日の夜、それぞれ一冊の本を携えて「糸ぐるま」という小さな喫茶店(川又美子店主)に集まった。参加するメンバーは多様で、ある人は事務を執り、新聞記事を書き、労働現場で汗を流し、労働者の健康管理に従事し、子ども・青年に授業をし、おいしいコーヒーを淹れる、とその仕事は様々。その夜は各自10分程朗読をし、その場で感想を書き、それを読み合う。一人ひとりが選んできた本と朗読の声が微妙に響き合って、一つのシンフォニーとなって流れる。その時々書いた文章は、手づくりの感想文集『糸ぐるま』として第4号まで発行された。このように健康で文化的な生活を創る朗読の会は、愉しみながら深く学べるカルチャーセンターであった。世話人の記録によると、この会は会場を変えながらも1989年まで99回続いた。

2) 仲間とのつながり深める退教協の「朗読の会」

毎月第一火曜日の午前10時から教育会館で開催される、愛媛退教協・中予支部の朗読の会。「糸ぐるま朗読の会」の愉しさを継承するこの会は、退職後ともに生きる仲間たちとのつながりを深める大事な存在である。健康あつての、生活あつての、役割あつての朗読の会。制約を克服して例会に参加できること自体、健康である証拠でもある。参加メンバーと空気を共有しながら語り合うこの会は、まず口の体操から始まる。今月あの人とはどんな本を選んで持ってくるか、またその本のどの文章を選び、どう表現するか。そのことで参加者の人間性が垣間見られることもある。情報として読む人あり、古典として読む人あり。紹介された本に触発されて、すぐ購入して読んだという報

告もあった。

例えば、津野海太郎の『読書と日本人』（岩波新書）など。津野が同書で指摘するように、「いまの学生はたしかにあまり本を読まない。だからといってかれらが『もう本なんかなくてもいいや』と考えているかといえさにあらず」「本って記憶ですよ。夕方、どこかの町の喫茶店の窓際の席であの本を読んだとか、本にはそれを読んだときの記憶がくっついているでしょ」（p 257）このような叙述に出会うと、〈読書の黄金時代〉が終わったとしても、それでも人は、本を読むことに希望を持つことができる。

3) 世界が広がる AALA サロンの学習会

毎月第一土曜日の10時から愛媛県国際交流センターで開催されているのが、AALA（アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会）サロンの学習会（山本翠世話人）である。いまテキストは、斎藤幸平著『カール・マルクス 資本論』（NHK 100分de名著）に続いて、斎藤幸平の『人新世の「資本論」』（2020）を章毎に輪読している。メンバーは、平和運動、労働組合運動、女性運動や医療・看護・教育のケア労働者、弁護士など10数名が参加している。今、日本で起こっている人間疎外に満ちた働き方「改革」や国民の分断の実態が具体的に語られ、それは社会運動の厳しさに直面した人の発言だけに迫力がある。その対話の中で、デヴィッド・グレーバーの話題作『ブルシット・ジョブ 何だっていい仕事の理論』の本について発言したところ、世話人から補足してほしいという依頼があり、次の例会でレジュメに基づいて報告した。このようにAALAのサロンは、生きる世界が広がるもう一つの「朗読の会」になっている。

私にとっての文化活動には、「朗読の会」の他に、映画鑑賞、松山市民劇場における隔月の演劇鑑賞、コンサートへの参加、美術館巡り、地域に根ざした子育て運動など文化協同のネットワークがある。こうした活動を通して地域に生きる人々とのつながりを深め、平和で人間らしく生きる権利を実現する力量を形成し、生きるよろこびを味わってきた。映画を観ることは個人的な愉しみであると同時に、教材研究の場にもなっている。近年観た映画では、ケン・ローチ監督の「わたしは、ダニエル・ブレイク」（2016）、同監督の「家族を想うとき」（2019）、是枝裕和監督の「ベイビー・ブローカー」（2022）、齊加尚代監督の「教育と愛国」（2022）など、「労働といのち」のテーマに迫るとき、これらは現代の働き方を問う作品になっている。例えば、心臓発作を起こして医者から大工仕事を止められたダニエルの事例。プレイデイみかこがケン・ローチ映画のパンフレット『「わたしは、ダニエル・ブレイク」は究極の反緊縮映画だ』（p 24）で指摘したように、「病気なのに、どんなカラクリで傷病手当がもらえないようになっているか。働けないのに、どんなカラクリで仕事を探すように仕向けられているか。誰がみても間違っているのに、どんなカラクリで福祉当局の決断に異議申し立てができないようにされているか」。ケン・ローチ監督の映画を観ながら、イギリスの「福祉から就労へ」という施策が国民にどのような事態をもたらしているかをリアルに学ぶことができた。あるいは韓国映画『ベイビー・

ブローカー』では、①教会の赤ちゃんポストに子を捨てた母親、②非正規の養子縁組に赤ちゃんを売って、裏稼業するブローカー2人と施設の子ども、③その犯罪を追う女性青少年課の女性刑事2人。この3つの線が交錯した時、養父母探しの旅は思わぬ方向に動き始める。「自分は生まれてきてよかったのか？」と自問する厳しい環境を生きてきた登場人物に、是枝監督は「生まれてきてよかったのだよ」というメッセージを俳優にも観客にも届ける。タイトルは怖いが、愛を乞う人々のやさしさが赤ちゃんの命を守ったのだ。生命・生活・人生を包括する「生活機能」（人が生きることの全体）の中で追い求めてきた人間讃歌の思想が、ここにも息づいていたのである。

おわりに

結核が「国民病」といわれた時代、愛媛県立教員保養所長であった唐津秀雄は、教員の結核管理の仕事に尽力した。それから80年、熊沢誠の『過労死・過労自殺の現代史—働きすぎに斃れる人たち』、高橋哲の『聖職と労働のあいだ—「教員の働き方改革」への法理論』を読んでいた時のことである。2022年7月の研究会例会で、最近、愛媛県内の教師が自死で斃れたという話を現場教師から聞いた。新聞にも報道されていないこの事実にはショックを受けた。というのは、熊沢が的確に指摘したように過労自殺を「『強制された自発性』に駆動される過労死を招くまでの働きすぎ」（p432）と考えるならば、自ら死を選んだ教育労働者の傍らにいる私たちにとって、「これは私にも起こりえたことかもしれない」と自らの労働の日々を顧みなければならぬ事柄ではないかと考える。本事例一つとっても「労働といのち」というテーマは、まさしく今日的な課題である。こうした教育の自由を奪う息苦しさはどこから来るのか。2020年10月、菅義偉首相は、6名の日本学術会議会員の任命を理由も示さず拒否した。岸田政権に変わっても未だ拒否が続いている。理不尽なことに声を上げないとどうなるか。抵抗なくして教育研究の自由なし。今必要なのは、レジスタンスの勇氣とやさしさの連帯である。最後に、本報の成果と課題について簡潔に触れる。

第一に、ディーセント・ワークに関する自己形成史の足跡の中で、これまでの実践研究が繋がった。デビュー論文「検定教科書に見る『公害』観—個人に責任を転嫁する記述」（1970）以来、日本社会では貧富の格差と不平等が拡大しており、新資料を収集し読み解くと「自助社会」といわれる新自由主義政策の下で、自助と自己責任ばかりを迫る傾向は強められていることが明らかになった。

第二に、子ども・青年・当事者の声を丁寧に聴きとり、記録を読み込み、運動することの大事さを学ぶことができた。ただこの研究では、医師主導の学校看護婦による「教育としての学校衛生」→自覚的養護教諭による「教育としての学校保健」実践と理論化→「教育保健」の学問的自立と保健室実践の広がりなど、学校保健の歴史的発展過程と概念規定の探求という課題が残されている。

第三に、あらゆる労働が数値によって評価される時代、文化を食べながらぼんやりとしている時間

の中で創造性を培い、「構想と実行」を分離せず、地域に根ざした教育実践を重ねてきた。そしてその成果は全国の知人・養護教諭・研究者仲間へ届け、他者評価を受けてきた。今後も、民主的で自由な学問が花開く土壌を一緒に耕しておきたいと願っている。

末尾になったが、お世話になった多くの方々に謝意を表します。非正規雇用の非常勤講師として働くよろこびを与えてくれた聖カタリナ大学の理事会、教授会、教職員・学生の皆様、「研究紀要」の発行に関わる図書館スタッフ、印刷労働者、査読者、養護教諭・研究者仲間、労働運動の当事者、大学生協の書籍部、健康チェック・体調管理に関わるドクターや鍼・マッサージ師、そして健康ケア・栄養バランスに配慮するパートナーなど、長年私を育み、励まし、支えていただいた皆様に記してお礼申し上げます。

参考・引用文献

- ・山本万喜雄、人間讃歌の健康教育をめざしてⅥ、聖カタリナ大学研究紀要 第34号、2022
- ・近代史文庫編、郷土に生きた人びと—愛媛県、静山社、1983
- ・富長泰行、慶応三年別子銅山稼人一揆について、愛媛近代史研究、37号、近代史文庫、1980
- ・二宮美日、小説 武左衛門一揆—ちよんがりの唄がきこえる、創風社出版、2021
- ・篠崎勝監修、愛媛の女性史—近・現代 第一集、女性史サークル、1984
- ・ILO条約の批准を進める会編、国際労働基準で日本を変える、大月書店、1998
- ・牛久保秀樹、労働の人間化とディーセント・ワーク—ILO「発見」の旅、かもがわ出版、2007
- ・福地保馬、ディーセント・ワークの実現—労働安全衛生活動の基本、学習の友社、2010
- ・山本万喜雄、検定教科書に見る「公害」観、朝日ジャーナル、第12巻34号、朝日新聞社、1970
- ・山本万喜雄、授業の記録—労働災害について、わかて 創刊号、健康教育若手研究会、1973
- ・山本万喜雄、むしばまれる働く高校生、女子体育、第15巻8号、日本女子体育連盟、1973
- ・山本万喜雄、教科書の論理と教わる側の論理、体育科教育、第21巻9号、大修館書店、1973
- ・山本万喜雄、保健科における人権の教育、体育科教育、第23巻8号、大修館書店、1975
- ・中西新太郎、青年労働者と自己責任、学習の友、825号、学習の友社、2022.5
- ・野尻與市、健康教育概論—生きる権利の認識、医療図書出版社、1974
- ・鎌田慧、ぼくが世の中に学んだこと、ちくま少年図書館、筑摩書房、1983
- ・小関智弘、春は鉄までが匂った、晩聲社、1979
- ・斎藤茂男、ルポルタージュ わが亡きあとに洪水はきたれ！、現代史出版会、1974
- ・加藤正文、死の棘・アスベスト 作家はなぜ死んだのか、中央公論新社、2014
- ・加藤正文・綱本武雄、工場は生きている ものづくり探訪、かもがわ出版、2011
- ・淀川長治、映画とともにいつまでも、新日本出版社、1992
- ・岩崎昶、チャーリー・チャップリン、講談社現代新書、1973
- ・江藤文夫、チャップリンの仕事、みすず書房、1989
- ・細川汀、改訂・職業病と労働災害、労働経済社、1971
- ・狩野広之、不注意物語—労働災害の事例研究集、労働科学研究所、1970
- ・藤本武、現代の労働問題、日本評論社、1971

- ・井上浩、最新労働安全衛生法、中央経済社、2010
- ・全労連「いのちと健康を守る」対策委員会編、はたらく者の安全衛生活動、学習の友社、1995
- ・教職員の労働安全衛生研究会編、学校にローアンの風を、きょういくネット、2007
- ・杉本正男、労働安全衛生法で学校・教職員の働き方を変える、学習の友社、2021
- ・筑紫哲也、現代日本学原論1 働く、岩波書店、2001
- ・山田洋次、映画をつくる、国民文庫、大月書店、1978
- ・山本万喜雄、健康教育試論—喜怒哀楽の教授法、愛媛大学教育学部紀要、第1部 教育科学 第36巻、1990
- ・衛藤隆他、現代高等保健体育、93頁、大修館書店、2022
- ・川人博、過労自殺、岩波新書、1998
- ・川人博、過労死しない働き方—働くリアルを考える、岩波ジュニア新書、2020
- ・尾崎孝史、未和 過労に奪われた31歳NHK記者の未来、世界、908号、岩波書店、2018.5
- ・乾彰夫、若者が働きはじめるとき 仕事・仲間・そして社会、日本図書センター、2012
- ・石井拓児他、高校生・若者たちと考える過労死・過労自殺、学習の友社、2021
- ・細川汀編、これから働く君たちに 健康で安全に働く、文理閣、1994
- ・細川汀編、健康で安全に働くための基礎 ディーセント・ワークの実現のために、文理閣、2010
- ・職業病認定を闘う野中紀子さんを励ます会編、怒りをたたかいてI・II、1979、1981
- ・全国労災職業病対策実行委員会編、労災職業病の理論と実務、労働教育センター、1976
- ・細川汀・辻村一郎・水野洋編、労災・職業病闘争の課題 闘いの前進、労働経済社、1975
- ・中村美治編、あなたの健康問題 業務疲労・ストレス・職業病からの解放、学習の友社、1986
- ・服部真、働く人のほんとうの健康法、学習の友社、2018
- ・砂川文次、ブラックボックス、講談社、2022
- ・斎藤幸平、ぼくはウーバーで捻挫し、山でシカと闘い、水俣で泣いた、KADOKAWA、2022
- ・坪井宗康、詩集 その時のために、手帖舎、1985
- ・松山市職員労働組合婦人部、よろこびの赤いカーネーション—女性・雇用差別撤廃をめざす闘い、1992
- ・山本翠、向日葵のように、女性史サークル、愛媛の女性史—近・現代 第一集、1984
- ・川嶋みどり、看護の力、岩波新書、2012
- ・小林美希、今治市・美須賀病院「て・あーて」の挑戦、東洋経済オンライン、2022.5
- ・美須賀病院看護部、めざせマグネットホスピタル、看護の科学社、2017
- ・美須賀病院看護部、「て・あーて」に学ぶ、創風社出版、2015
- ・美須賀病院看護部、実践！て・あーて 美須賀病院看護事例集、創風社出版、2021
- ・美須賀病院看護部、DVD て・あーてと福祉用具を活用したある地方病院の取り組み（全3巻）、東京シネ・ビデオ、2017
- ・本田美和子、イヴ・ジネスト、ロゼット・マレスコッティ、ユマニチュード入門、医学書院、2014
- ・野田正彰、生きがいシェアリング、中公新書、1988
- ・坂本玄子、養護教諭の歴史・断章1-X、全養サ、保健室、一光社、1985 - 1987
- ・近藤真庸、養護教諭成立史の研究、大修館書店、2003
- ・数見隆生、教育保健学への構図、大修館書店、1994
- ・藤野豊、厚生省の誕生 医療はファシズムをいかに推進したか、かもがわ出版、2003
- ・守屋ミサ、従軍看護婦の見た病院船・ヒロシマ、農文協、1998
- ・大谷尚子、養護教諭のための養護学・序説、ジャパンマシニスト、2008

- ・山本万喜雄、50年たったいま 養護教諭とともに、保健室、41号、農文協、1992
- ・澤山信一編、学校保健の近代、不二出版、2004
- ・坂元忠芳、教育実践記録論、あゆみ出版、1980
- ・芽の会理論委員会編、わたしたちの養護教諭論、芽の会、1970
- ・東京・芽の会、わたしたちの養護教諭論、あゆみ出版、1984
- ・芽の会、ひろがれ 保健室のしごと—21世紀 わたしたちの養護教諭論、芽の会、2006
- ・小山内美江子、3年B組金八先生 十五歳の愛、高文研、1980
- ・富山美美子、俺だってまっとうに生きたい、あゆみ出版、1985
- ・藤田和也、「全養サ」50年のあゆみから何を学び、何を継承するか、全養サ、2022
- ・河井寛次郎、いのちの窓、西村書店、1948、新組として刊行、東峰書房、1975
- ・藤田和也、数見隆生、澤山信一、近藤真庸編、養護教諭実践の創造（全3巻）、青木書店、1988
- ・数見隆生・松田信子、養護教諭の教育実践、青木書店、1984
- ・数見隆生、命を愛しむ 養護教諭の仕事、本の泉社、2018
- ・石田かつ子、静かだったら 学校と同じじゃん、新日本出版社、2019
- ・山本万喜雄・池岡幸恵、教育保健を深める共同の努力—中学校の保健室からの発信、中国・四国学校保健学会編、教育保健研究、第13号、2004
- ・小倉学、学校保健、光生館、1983
- ・山本万喜雄、いま この一冊 第1巻、86頁、愛媛民報社、1994
- ・山本万喜雄、平和なくして 子どもの学習権保障なし、日本教育保健学会ニューズレター 第82号、2019.9
- ・中村美帆、文化的に生きる権利、春風社、2021
- ・浜岡政好・唐鎌直義・河合克義編、「健康で文化的な生活」をすべての人に、自治体研究社、2022
- ・唐津秀雄、教育保健学序説、澤山信一編、自主出版、1990
- ・堀尾輝久、人権としての教育、岩波現代文庫、2019
- ・愛媛県退職教職員連絡協議会、湧水、第30号、蔵敷印刷、2022
- ・向井和美、読書会という幸福、岩波新書、2022
- ・津野海太郎、読書と日本人、岩波新書、2016
- ・斎藤幸平、カール・マルクス資本論、テキストNHK 100分de名著、NHK出版、2021
- ・斎藤幸平、ゼロからの「資本論」、NHK出版新書、2023
- ・斎藤幸平、人新世の「資本論」、集英社新書、2020
- ・デヴィッド・グレーバー、酒井隆史訳、ブルシット・ジョブ、岩波書店、2020
- ・ケン・ローチ、映画パンフレット わたしはダニエル・ブレイク、ロングライド、2017
- ・是枝裕和、映画パンフレット ベイビー・ブローカー、東宝映画事業部、2022
- ・是枝裕和・ケン・ローチ、家族と社会が壊れるとき、NHK出版新書、2020
- ・熊沢誠、過労死・過労自殺の現代史、岩波現代文庫、2018
- ・高橋哲、聖職と労働のあいだ、岩波書店、2022
- ・岡村親宜、過労死・過労自殺と労災補償・賠償、旬報社、2022
- ・鎌田慧、いま、逆攻のとき 使い捨て社会を越える、大月書店、2009
- ・鎌田慧、声なき人々の戦後史 上下、藤原書店、2017
- ・宮本太郎編、自助社会を終わらせる、岩波書店、2022
- ・竹内章郎・中西新太郎・後藤道夫・小池直人・吉崎祥司、平等主義が福祉をすくう、青木書店、2005
- ・二宮厚美、社会サービスの経済学—教育・ケア・医療のエッセンシャルワーク、新日本出版社、2023